

# 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針

平成22年3月25日 横浜市告示第110号

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第143条の規定により、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

なお、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（平成15年横浜市告示第95号）は、廃止する。

## 1 総則

### (1) 目的

この指針は、条例第143条に基づき、事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、実効性ある地球温暖化を防止する対策を継続的に推進することにより、横浜市内の温室効果ガス排出量の削減を実現することを目的とする。

### (2) 用語

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び条例施行規則（平成15年横浜市規則第17号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

## 2 事業者の責務等

### (1) 地球温暖化対策事業者であることの確認等

事業者は、条例第144条第1項の規定を踏まえ、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）であるかを判断するため、規則第89条第1項第1号から第3号までの規定に該当するか否かの確認を行うこと。

#### ア 原油換算エネルギー使用量の算定

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）施行令（昭和54年政令第267号）第2条第1項及び省エネ法施行規則（昭和54年省令第74号）第4条に準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの単位発熱量は、別表1に規定するものを使用すること。

#### イ 建物の所有者以外の者がその一部を利用する建物

事業所のうち、建物の所有者以外の者（以下「テナント事業者」という。）がその一部を利用する建物（以下「テナントビル」という。）については、テナントビル全体を一つの事業所とみなし、テナントビル全体の所有者が、当該テナントビル全体のエネルギー使用量を把握すること。ただし、その際のエネルギー使用量は、当該テナントビル全体の使用量から個々のテナント事業者がエネルギー使用設備の設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量を把握している設備に係るエネルギー使用量を差し引くこと。

#### ウ 規則第89条第1項第3号で規定する自動車

事業の用に供する自動車（以下「自動車」という。）とする。

### (2) 地球温暖化対策事業者への協力等

地球温暖化対策事業者以外の者は、条例第144条第5項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して必要な協力を行うよう努めること。特に、テナントビルにおいては、テナントビルの所有者が地球温暖化対策事業者であって、テナント事業者が地球温暖化対策事業者以外の者である場合も多いため、当該テナント事業者は、当該所有者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して積極的に協力を行うよう努めること。

### (3) 地球温暖化対策事業者以外の者の責務

地球温暖化対策事業者以外の者は、本指針を参考に温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むこと。また、条例第144条の4第1項の規定を踏まえ、地球温暖化対策計画を積極的に作成し、市長に提出するよう努めること（地球温暖化対策計画を提出した地球温暖化対策事業者以外の者を「任意提出事業者」という。以下同じ。）。

## 3 地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画等の作成に当たり実施すべき事項

### (1) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針の策定

地球温暖化対策事業者は、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の削減等を推進すべき主体として、温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針を定めること。

## (2) 推進体制の整備

### ア 本社等における推進体制

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化を防止する対策を実施するに当たり、自らの事業活動を統括する組織（以下「本社等」という。）が、本社等以外の事業所等（以下「支店等」という。）と連携し、組織的な取組として地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。

### イ 支店等における推進体制

個々の支店等においては、取組内容や部署等の状況に応じて効率的に地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。

### ウ 計画管理責任者等の選任等

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を作成、及び当該計画に基づく地球温暖化を防止する対策の実施に当たり、全体を統括する者として、本社等における役員の中から計画管理責任者を選任すること。また、実務を統括する者として、従業員の中から計画推進責任者を選任するとともに、地球温暖化を防止する対策への技術的な助言を継続的に行う者として、技術管理者を選任すること。

支店等においては、エネルギー使用量の規模など地球温暖化を防止する対策を効率的に推進できる単位ごとに、その実務を統括する者として推進責任者及び技術管理者を選任すること。

なお、技術管理者については、従業員以外の外部の者を選任することができる。

## (3) 温室効果ガスの排出状況の把握等

### ア 特定温室効果ガス排出量の把握

地球温暖化対策事業者は、事業活動によるエネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素（以下「特定温室効果ガス」という。）の量（以下「特定温室効果ガス排出量」という。）の把握を行うこと。

#### (ア) 特定温室効果ガス排出量の算定方法

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「温対法施行令」という。）第3条第1号イに準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数は、別表2に規定するものを使用すること。

#### (イ) 特定温室効果ガス排出量を把握する範囲

規則第89条第1項第1号及び第2号に該当する地球温暖化対策事業者（以下「第1号及び第2号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間（以下「算定期間」という。）における市内に設置するすべての事業所（連鎖化事業者（省エネ法第19条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所を含む。以下「事業所等」という。）に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。

また、規則第89条第1項第3号に該当する地球温暖化対策事業者（以下「第3号該当事業者」という。）は、算定期間における市内に使用の本拠を有する自動車に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。

### イ その他ガスの排出量の把握

地球温暖化対策事業者は、廃棄物の焼却等に伴い排出される非エネルギー起源の二酸化炭素、重油などの燃料の燃焼に伴い付随的に発生するメタンや一酸化二窒素等、特定の事業活動に伴い排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）の量について、温対法施行令第6条第2項から第7項までの規定に準じて把握を行うこと。

## (4) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定等

### ア 削減目標の設定

第1号及び第2号事業者及び第3号事業者は、上記(3)ア(イ)でそれぞれ規定する範囲から排出される特定温室効果ガスを合算した量（ただし、事業所等において自ら生成した熱又は電気をエネルギー管理権原の異なる他人へ供給（熱又は電気の供給を主たる事業としないものであって、市長が適当と認めたものに限る。以下「外部供給」という。）している場合については、その外部供給した熱又は電気に相当する特定温室効

果ガス排出量を減じたもの。以下「排出量」という。)について、規則第89条第3項に規定する計画期間の初年度の前年度(以下「基準年度」という。)における排出量(以下「基準排出量」という。)に対する削減目標として、計画期間の最終年度(以下「目標年度」という。)における定量的な排出量(以下「目標排出量」という。)を設定すること。

なお、削減目標の設定は、基準排出量から目標排出量を減じた量を基準排出量で除した値(以下「削減率」という。)が正となるよう努めること。

#### イ 排出原単位による削減目標の設定

削減目標の設定に当たっては、例えば、事業の拡大に伴う新規事業所の設置や使用する自動車の台数の増加など、事業活動の状況により削減率を正とすることが困難な場合も想定される。このため、削減率を正とすることが困難である地球温暖化対策事業者は、特定温室効果ガス排出原単位(特定温室効果ガス排出量を原単位の指標(生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該排出量と密接な関係を持つ値をいう。以下同じ。)で除した値。以下「排出原単位」という。)の基準年度における排出原単位(以下「基準原単位」という。)に対する削減目標として、目標年度における定量的な排出原単位(以下「目標原単位」という。)を上記アに準じて設定すること。

なお、上記(3)ア(イ)で規定する範囲全体としての目標原単位の設定が困難な場合には、日本標準産業分類(統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号))に定める事業分類ごとに定めた目標原単位の対基準原単位比の寄与度の合計値を用いる方法をもって目標原単位とすることができる。

#### ウ 一定規模以上の量の特定温室効果ガスを排出する事業所等における削減目標の設定

第1号及び第2号該当事業者は、基準年度における市内に設置している事業所等に係る原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットルを超える場合にあっては、当該事業所等ごとに削減目標の設定を上記アに準じて設定すること。

#### エ その他ガス排出量の削減目標の設定

その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、その排出量についての定量的な削減目標を設定するよう努めること。

### 4 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

地球温暖化対策事業者は、自らが設定した削減目標を達成するため、設備の状況等に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置を講ずること。

#### (1) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策

地球温暖化対策事業者は、以下の区分ごとに市長が別に定める特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の実施状況点検票等に掲げる対策の実施に努めること。

##### ア 基本対策及び重点対策

設備等の管理運用方法及び運転方法の改善、一定規模以上の初期投資を要しない設備等の改修及び更新等、エネルギーの使用を抑制する基礎的かつ日常的な対策をいう。また、基本対策の中から特に重要な対策(以下「重点対策」という。)を別表3に規定する。

##### イ 目標対策

設備等の更新、効率的な運用を図るための大規模な設備導入及び高効率設備の導入等、一定規模以上の初期投資を要する対策をいう。

#### (2) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の検討及び実施

地球温暖化対策事業者は、基本対策の実施に加え、温室効果ガスの排出の抑制の効果、設備等の更新時期及び採算性等を勘案しながら目標対策の検討を行い、その実施に努めること。

特に、重点対策については、計画期間内にすべて実施するよう努めること。さらに、第1号及び第2号該当事業者については、近隣への環境配慮がより求められる都市域としての本市の地域特性に鑑み、太陽熱利用設備及び太陽光発電設備(ただし、日照が多くあり、周辺環境や設置に当たっての保守管理を勘案して有効に利用できる場合に限る。)、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具(平成21年神奈川県告示第549号(4を除く)。以下同じ。)の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。また、第3号該当事業者については、低公害かつ低燃費な車(別表4備考に規定するものをいう。以下同じ。)の導入に向けて

積極的に検討を行い、その実施に努めること。

(3) その他ガスの排出の抑制に係る対策

その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、排出するその他ガスの量の削減に向けて技術的に実施可能な対策等の検討を行い、その実施に努めること。

(4) その他の地球温暖化を防止する対策

地球温暖化対策事業者は、自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの直接の削減にはつながらなくとも、他の事業者や市民における温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する活動についても積極的に取り組むよう努めること。

ア カーボン・オフセットの推進

自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減が困難な部分の量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量等（以下「クレジット」という。）を購入することにより、又は他の場所において温室効果ガスの排出削減や吸収源としての森林整備などの促進を目的としたプロジェクトを実施すること等により、その量の全部又は一部を埋め合わせていくことについて、積極的に取り組むよう努めること。

イ その他の地球温暖化を防止する対策

以下に規定する対策等について、積極的に取り組むよう努めること。

- (ア) 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水の量の削減に係る対策
- (イ) 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策
- (ウ) 貨物等の運搬等のために他者の自動車を利用している場合の対策
- (エ) 従業員の自動車利用から公共交通機関への誘導策等、公共交通機関の利用促進に関する対策
- (オ) 地域における環境教育の実践
- (カ) 市域の緑地保全に関する取組
- (キ) 省エネ型商品又はサービスの開発等、自らの事業活動の特性を活かした対策
- (ク) その他地球温暖化を防止する対策

5 地球温暖化対策計画書の作成等

地球温暖化対策事業者は、本指針3及び4、並びに市長が別に規定する地球温暖化対策計画書等作成マニュアル（以下「作成マニュアル」という。）に基づき地球温暖化対策計画を作成するとともに、その内容を地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）に記載し、計画期間の初年度の7月末日（ただし、平成22年度を計画期間の初年度とする計画においては11月末日とする。）までに、地球温暖化対策計画書提出書を添えて市長に提出すること。

(1) 計画書に記載する事項

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書総括票（以下「計画書（総）」という。）に下記アに掲げる事項を記載すること。また、基準年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットルを超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策計画書個別票（以下「計画書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごとに記載すること。

ア 計画書（総）

- (ア) 地球温暖化対策事業者等の概要
- (イ) 計画期間
- (ウ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針
- (エ) 推進体制
- (オ) 公表の方法等
- (カ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況
- (キ) 事業所等における温室効果ガスの排出状況
- (ク) 自動車における温室効果ガスの排出状況
- (ケ) 重点対策の実施状況
- (コ) 再生可能エネルギー利用設備等の導入状況
- (サ) クレジット等に関する取組状況

(シ) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況

(ス) 計画等に対する自己評価

イ 計画書（個）

(ア) 事業所等の概要

(イ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針

(ウ) 推進体制

(エ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況

(2) 計画書の提出に係るその他の必要な事項

地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、低公害かつ低燃費な車の導入内訳、その他計画書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を計画書に添付して提出すること。

6 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の確認等

(1) 計画期間中の確認

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間中においては、実施年度における排出量（目標原単位を設定している地球温暖化対策事業者については、排出原単位を含む。以下、目標年度についても同じ。）の状況、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況を把握すること。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況についての点検及び評価を行い、当該地球温暖化対策計画に定めた温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成等が可能となるよう、必要に応じ、措置の内容の見直しを行うこと。

(2) 計画期間終了時の確認

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間が終了したときは、目標年度における排出量を算定し、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の結果をまとめ、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況等について確認を行うとともに、目標の達成又は未達成の要因を明らかにすること。

(3) 地球温暖化対策実施状況報告書の作成等

地球温暖化対策事業者は、本指針 5 及び 6、並びに作成マニュアルに基づき、地球温暖化を防止する対策の実施の状況の実施年度ごとの内容を記載した地球温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）を当該実施年度の翌年度の 7 月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書提出書を添えて市長に提出すること。

報告書に記載する事項は、地球温暖化対策実施状況報告書総括票（以下「報告書（総）」という。）については、下記アに掲げる事項とする。また、当該実施年度において原油換算エネルギー使用量が 500 キロリットルを超える事業所等を設置している第 1 号及び第 2 号該当事業者は、地球温暖化対策実施状況報告書個別票（以下「報告書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごと記載すること。

ア 報告書（総）

(ア) 地球温暖化対策事業者等の概要

(イ) 計画期間及び実施年度

(ウ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針

(エ) 推進体制

(オ) 公表の方法等

(カ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況

(キ) 事業所等における温室効果ガスの排出状況

(ク) 自動車における温室効果ガスの排出状況

(ケ) 重点対策の実施状況

(コ) 再生可能エネルギー利用設備等の導入状況

(サ) クレジット等に関する取組状況

(シ) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況

(ス) 実施状況等に対する自己評価

イ 報告書（個）

(ア) 事業所等の概要

(イ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針

(ウ) 推進体制

(エ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況

(4) 報告書の提出に係るその他の必要な事項

地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、低公害かつ低燃費な車の導入内訳、その他報告書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を報告書に添付して提出すること。

(5) エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数の取り扱い

排出量の算定に用いる排出係数は、基準排出量の算定に使用した排出係数を継続して使用すること。

## 7 公表

(1) 地球温暖化対策事業者による公表事項

規則第89条第6項第1号及び第2号に規定する地球温暖化対策事業者が公表しなければならない事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）及び計画書（個）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）及び報告書（個）の内容とする。

(2) 市長による公表事項

規則第89条第9項に規定する地球温暖化対策事業者から提出された地球温暖化対策計画等について市長が公表する事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）の内容とする。

(3) 任意提出事業者の扱い

上記(1)及び(2)に準じて公表を行うこととする。

## 8 評価

(1) 評価対象

条例第144条の2第1項の規定に基づく市長による評価は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容について行うこととする。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告については、基準年度から目標年度までの実施の状況が記載された報告書（総）の内容について行うこととする。

(2) 評価項目

ア 地球温暖化対策事業者の作成した計画への評価

(ア) 削減目標の設定状況

(イ) 重点対策の実施状況

イ 地球温暖化対策事業者の実施した状況の報告への評価

(ア) 削減目標の達成状況

(イ) 基準排出量に対する削減状況

(ウ) 重点対策の実施状況

(エ) 再生可能エネルギー利用設備等の導入状況

(オ) 低公害かつ低燃費な車の導入状況

(カ) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況

ウ これまでの特定温室効果ガスの排出削減への評価

(3) 評価基準

市長は、地球温暖化対策計画については意欲的な内容であるか、又は地球温暖化対策の実施の状況については着実かつ積極的であるか、という視点をもとに、優良（以下「A」という。）、良（以下「B」という。）及び評価なし（以下「-」という。）による基準を評価項目ごとに設定する。

ア 地球温暖化対策計画への評価

(ア) 削減目標の設定状況

a 削減率が正となる削減目標が設定されている場合には、「A」とする。

b 上記の評価が「A」とならない場合は、「-」とする。

(イ) 重点対策の実施状況

a 該当するすべての重点対策が実施又は計画期間内での実施を計画化している場合には、「A」とする。

b 上記aの評価が「A」とならない場合は、「-」とする。

イ 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告への評価

(ア) 削減目標の達成状況

- a 目標排出量から目標年度の排出量又は平均排出量（計画期間における各実施年度の排出量を合計したものを3で除したものとする。以下同じ。）を減じた量を目標排出量で除した値が正の場合、若しくは目標排出量と目標年度の排出量又は平均排出量が等しい場合には、「A（総量）」とする。（この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価が目標排出量に係る削減率で「A」となった地球温暖化対策事業者に限る。）
- b 上記aの評価が「A（総量）」とならない場合、かつ、基準排出量から目標年度の排出量又は平均排出量を減じた量を基準排出量で除した値が正の場合には、「B（総量）」とする。
- c 目標原単位から目標年度における排出原単位を減じた値を目標原単位で除した値が正の場合、又は目標原単位と目標年度の排出原単位が等しい場合には、「A（原単位）」とする。（この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価において目標原単位に係る削減率で「A」となった地球温暖化対策事業者、又は上記bの評価対象となった地球温暖化対策事業者に限る。）
- d 上記cの評価が「A（原単位）」とならない場合、基準原単位から目標年度の排出原単位を減じた値を基準原単位で除した値が正の場合には、「B（原単位）」とする。
- e 上記aからdまでの基準に満たない場合には、「－」とする。

(イ) 基準排出量に対する削減状況

- a 基準排出量から平均排出量を減じた量が正となる場合には、「A」とする。
- b 基準排出量から調整後平均排出量（計画期間における各実施年度の調整後排出量（排出量を地球温暖化対策事業者が取得等をしたクレジット等を勘案して、市長が別に定める方法により調整して得られる排出量をいう。）を合計したものを3で除したものとする。）を減じた量が正となる場合には、「A（調整後）」とする。

(ウ) 重点対策の実施状況

- a 該当するすべての重点対策が実施されている場合には、「A」とする。
- b 上記aの評価が「A」とならない場合は、「－」とする。

(エ) 再生可能エネルギー利用設備等の導入状況

太陽熱利用設備及び太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具を導入している場合であって、優良と認められる場合には、「A」とする。（この項目の評価対象は、第1号及び第2号該当事業者に限る。）

(オ) 低公害かつ低燃費な車の導入状況

別表4に定める方法により算定した低公害かつ低燃費な車の導入割合が30%以上となる場合には、「A」とする。（この項目の評価対象は、第3号該当事業者に限る。）

(カ) その他の地球温暖化を防止する対策の取組状況

本指針4(3)に規定する対策を実施している場合であって、市が実施する地球温暖化を防止する対策に関する施策との連携や、他の事業者の模範となる対策を実施するなど、優良と認められる場合には、「A」とする。

ウ これまでの特定温室効果ガスへの排出削減の評価

市長は、別に定める方法により算定された基準年度以前の年度における特定温室効果ガス排出量から基準排出量を減じた量が正となる場合には、特定温室効果ガス削減実績事業者として評価をする。

(4) 評価結果の通知

市長は、条例第144条の2第2項の規定に基づき、上記(1)、(2)及び(3)に基づき実施した地球温暖化対策事業者の評価結果を地球温暖化対策評価結果通知書に記載し、当該事業者へ通知する。

(5) 評価結果の公表

市長は、条例第144条の2第3項の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、各評価項目において評価結果が「A」となった地球温暖化対策事業者について、項目ごとに公表するものとする。

(6) 任意提出事業者の扱い

上記(1)から(4)までに準じて評価を行うこととする。

## 9 表彰

市長は、条例第144条の2第4項の規定に基づき、相対的に多くの項目での評価が「A」となった地球温暖化対策事業者について、立入検査等により適正な実施状況を確認できる場合は、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、特に優秀であると認め、表彰することができる。

## 10 非該当の手続等

### (1) 非該当の考え方

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間の初年度及び二年度目において、規則第89条第1項第1号から第3号までに規定する条件を満たさなくなった場合においても、計画期間内に限り地球温暖化対策事業者とみなし、作成した計画を目標年度まで推進すること。

ただし、目標年度における地球温暖化対策事業者の事業活動の状況が、規則第89条第1項第1号から第3号までの規定に該当しない場合には、目標年度の翌年度を新たな計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の作成等は要しない。この場合には、任意提出事業者として継続的に地球温暖化対策計画を作成するよう努めること。

なお、計画期間中において事業活動の全部廃止等により、地球温暖化対策事業者としての計画の推進が困難である者については、その事由が判明した時点において本市と協議を行い、市長が適当であると認めたことをもって非該当とする。

### (2) 非該当の届出

地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則第89条の3に規定する事項を地球温暖化対策事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。

なお、非該当の届出は、目標年度において地球温暖化対策事業者に該当しないことが明らかになった場合には、目標年度の翌年度における報告書の提出と同時に、また、計画の推進が困難であるとして市長が認めた場合には、その時点において速やかに市長に届け出ること。

## 11 指導及び助言

市長は、地球温暖化対策事業者に対し、条例第145条第1項の規定に基づき、温室効果ガスの排出状況の把握、本指針その他で定める地球温暖化を防止する対策の実施、並びに地球温暖化対策計画の作成及び実施等について、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

また、温室効果ガスの排出の抑制等に関する研修会を実施するなど、地球温暖化対策事業者等が地球温暖化を防止する対策を実施するための支援を行うものとする。

なお、任意提出事業者に対する扱いも同様とする。

## 12 立入検査

市長は、地球温暖化対策事業者が作成する地球温暖化対策計画の内容及びその実施状況の確認をはじめ、評価又は表彰を行うに当たっての公平性及客観性を確保するための確認等、必要な限度において、条例第154条第1項の規定に基づき、市職員に立入検査をさせるものとする。

なお、任意提出事業者に対する扱いも同様とする。

## 13 勧告

市長は、地球温暖化対策事業者が計画書及び報告書の提出しなかったとき、又は計画書及び報告書の公表しなかったときは、条例第145条第2項の規定に基づき、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、条例第156条の規定に基づき当該勧告を受けた地球温暖化対策事業者に意見を述べる機会を与えたうえで、その旨を公表することができる。

別表1 エネルギーの種類ごとの単位発熱量

エネルギーの種類		単位	単位発熱量	単位発熱量の単位		
燃料	原油(コンデンセートを除く。)		kl	38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl	35.3	GJ/kl	
	揮発油		kl	34.6	GJ/kl	
	ナフサ		kl	33.6	GJ/kl	
	灯油		kl	36.7	GJ/kl	
	軽油		kl	37.7	GJ/kl	
	A重油		kl	39.1	GJ/kl	
	B・C重油		kl	41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト		t	40.9	GJ/t	
	石油コークス		t	29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t	50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>	44.9	GJ/千m <sup>3</sup>
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t	54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>	43.5	GJ/千m <sup>3</sup>
	石炭	原料炭		t	29.0	GJ/t
		一般炭		t	25.7	GJ/t
		無煙炭		t	26.9	GJ/t
	石炭コークス		t	29.4	GJ/t	
	コールタール		t	37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>	21.1	GJ/千m <sup>3</sup>	
高炉ガス		千m <sup>3</sup>	3.41	GJ/千m <sup>3</sup>		
転炉ガス		千m <sup>3</sup>	8.41	GJ/千m <sup>3</sup>		
都市ガス		千m <sup>3</sup>	45.0	GJ/千m <sup>3</sup>		
熱	産業用蒸気		GJ	1.02	GJ/GJ	
	産業用以外の蒸気		GJ	1.36	GJ/GJ	
	温水		GJ	1.36	GJ/GJ	
	冷水		GJ	1.36	GJ/GJ	
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	9.97	GJ/千kWh	
		夜間買電	千kWh	9.28	GJ/千kWh	
	その他	上記以外の買電	千kWh	9.76	GJ/千kWh	

備考 「一般電気事業者」の「昼間買電」及び「夜間買電」は、一般電気事業者から供給を受ける電気の昼夜別使用量とする。この場合、昼間は午前8時から午後10時までとし、夜間は、午後10時から翌日の午前8時までとする。

別表2 エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数

エネルギーの種類		排出係数	排出係数の単位	
燃料	原油(コンデンセートを除く。)	0.0187	tC/GJ	
	原油のうちコンデンセート(NGL)	0.0184	tC/GJ	
	揮発油	0.0183	tC/GJ	
	ナフサ	0.0182	tC/GJ	
	灯油	0.0185	tC/GJ	
	軽油	0.0187	tC/GJ	
	A重油	0.0189	tC/GJ	
	B・C重油	0.0195	tC/GJ	
	石油アスファルト	0.0208	tC/GJ	
	石油コークス	0.0254	tC/GJ	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	0.0161	tC/GJ
		石油系炭化水素ガス	0.0142	tC/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	0.0135	tC/GJ
		その他可燃性天然ガス	0.0139	tC/GJ
	石炭	原料炭	0.0245	tC/GJ
		一般炭	0.0247	tC/GJ
		無煙炭	0.0255	tC/GJ
	石炭コークス	0.0294	tC/GJ	
	コールタール	0.0209	tC/GJ	
	コークス炉ガス	0.0110	tC/GJ	
	高炉ガス	0.0266	tC/GJ	
	転炉ガス	0.0384	tC/GJ	
	都市ガス	0.0139	tC/GJ	
熱	産業用蒸気	0.060	tCO <sub>2</sub> /GJ	
	産業用以外の蒸気	0.057	tCO <sub>2</sub> /GJ	
	温水	0.057	tCO <sub>2</sub> /GJ	
	冷水	0.057	tCO <sub>2</sub> /GJ	
電気		tCO <sub>2</sub> /kWh		

備考 電気の排出係数は、次の数値を使用するものとする。

- 1 電気事業者から供給された電気を使用している場合は、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数
- 2 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合は、1に相当する排出係数で、実測等に基づく適切な排出係数
- 3 1及び2の方法で算定できない場合は、1又は2の排出係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数

別表3 重点対策

対象	番号	名称	実施の判断基準
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備	本指針3で定める推進体制が構築されている。
	2	主要なエネルギー使用設備の更新等の検討	主要なエネルギー使用設備に関する情報が整理され、エネルギー使用の合理化の観点から、設備更新の方向性が検討されている。
	3	機器管理台帳の整備	空調熱源設備、冷凍機、ボイラー、工業炉、コンプレッサについての管理台帳が整備されている。
	4	照明設備の運用管理	年間2,000時間以上点灯する照明設備の管理台帳が整備されている。また、照明の運用方法が定められている。
	5	エネルギー使用量の把握	エネルギー種類別及び設備別の使用フローが作成可能である。
	6	各種図面の整備	現状を反映した圧縮空気配管図、蒸気配管図が整備されている。
	7	外気導入量の適正管理	空気環境測定結果があり、全熱交換器が無い場合は、夏季冷房期間及び冬季暖房期間において人の多い箇所での二酸化炭素濃度が800ppm程度である。また、外気を有効に活用できる期間において、二酸化炭素濃度が外気と同等程度である。
	8	フィルター等の清掃	空調系統図及び空調機フィルターの清掃に関する運用方法が整備されている。また、エアハンドリングユニット等の清掃実績の記録がある。
	9	ポンプ、ファン及びブロワーの適正な流量管理	熱搬送系統図が整備され、冷温水の流量管理方法が定められている。また、省エネルギーの観点から評価されている。
	10	変圧器の需要率管理、効率管理	単線結線図が整備され、変圧器の需要率と負荷率について、その算定プロセスも含めて提示することができる。
	11	室内温度の適正管理	空調系統図及び空調制御図が整備され、夏季、冬季、中間期の室内温度を把握している。夏季の冷房時の室内温度が26℃以上、冬季の暖房時の室内温度が22℃以下となっている。
	12	地下駐車場の換気管理	換気設備のスケジュール運転、又は二酸化炭素あるいは一酸化炭素濃度制御システムを導入している。
	13	照明設備の高効率化	工場内は概ね年間2,000時間又は事務所は概ね年間2,500時間以上点灯する蛍光灯は、Hfタイプに相当する効率となっている。
	14	事務所機器の待機電力管理	事務所における機器の運用方法が定められている。
	15	機器性能管理	実稼働ベースにおける冷凍機のCOP及びボイラーの効率並びにその算定プロセスを提示することができる。
	16	冷凍機の冷水出口温度管理	冷凍機稼働期間内において、負荷を考慮した冷水出口温度の調整記録がある。
	17	燃焼設備の空気比管理	燃焼設備からの排出ガスにおける空気比の値が基準空気比以下である。
	18	排出ガス温度の管理	蒸気ボイラーから排出されるガスの温度が基準廃ガス温度未満である。

	19	蒸気配管のバルブ等の保温	ボイラー室のヘッダ、バルブ等に保温が施されている。
	20	工業炉表面の断熱強化	工業炉の表面（外側）の温度を把握し、対応方針が定められている。基準炉壁外面温度以下となっている。
	21	コンプレッサの吐出圧の適正化	圧縮空気使用設備（減圧弁二次側）の要求する圧力と吐出圧の差が0.15MPa以内である。
	22	コンプレッサの吸気管理	コンプレッサの吸気温度低減方法が定められている。吸気温度が把握されている。
第3号該当事業者	23	推進体制の整備	本指針3で定める推進体制が構築されている。
	24	自動車の適正な使用管理	燃費、所用時間及び走行距離を考慮した走行ルート等の情報を運転者に伝える仕組みが整備されている。
	25	エネルギー使用量等に関するデータの管理	自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータが定期的に記録されている。
	26	エコドライブ推進体制の整備	エコドライブ推進に係る責任者の設置、マニュアル及びエコドライブ講習の実施記録がある。
	27	自動車の適正な維持管理	日常の点検及び整備に係る責任者の設置、点検及び整備マニュアル並びに必要な知識や技術を習得するための研修の実施記録がある。

備考

- 1 番号17の基準空気比とは、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）（以下「事業者の判断基準」という。）の別表第1（A）に規定するものをいう。
- 2 番号18の基準廃ガス温度とは、事業者の判断基準別表第2（A）に規定するものをいう。
- 3 番号20の基準炉壁外面温度とは、事業者の判断基準別表第3（A）に規定するものをいう。

別表4 低公害かつ低燃費な車の導入割合の算定方法

$$A = \frac{(an1 \times 0.4 + bn1 \times 0.8 + cn1 \times 1 + dn1 \times 2) + (an2 \times 0.4 + bn2 \times 0.8 + cn2 \times 1 + dn2 \times 2) + (an3 \times 0.4 + bn3 \times 0.8 + cn3 \times 1 + dn3 \times 2 + en3 \times 1 + fn3 \times 1.5 + gn3 \times 3 + hn3 \times 2 + in3 \times 3 + jn3 \times 7.5) + (en4 \times 1 + fn4 \times 1.5 + gn4 \times 3 + hn4 \times 2 + in4 \times 3 + jn4 \times 7.5) + (an5 \times 0.4 + bn5 \times 0.8 + cn5 \times 1 + dn5 \times 2 + en5 \times 1 + fn5 \times 1.5 + gn5 \times 3 + hn5 \times 2 + in5 \times 3 + jn5 \times 7.5) + (en6 \times 1 + fn6 \times 1.5 + gn6 \times 3 + hn6 \times 2 + in6 \times 3 + jn6 \times 7.5)}{n1 \times 1 + n2 \times 2.5 + n3 \times 5 + n4 \times 10 + n5 \times 10 + n6 \times 15} \times 100$$

備考

- 1 「A」とは、低公害かつ低燃費な車の導入割合（単位％）をいう。
- 2 「n1」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号。以下「NO<sub>x</sub>・PM法施行令」という。）第4条第5項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 3 「n2」とは、NO<sub>x</sub>・PM法施行令第4条第2項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 4 「n3」とは、NO<sub>x</sub>・PM法施行令第4条第1項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）であって、車両総重量が8トン未満のもの台数をいう。
- 5 「n4」とは、NO<sub>x</sub>・PM法施行令第4条第1項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）であって、車両総重量が8トン以上のもの台数をいう。
- 6 「n5」とは、NO<sub>x</sub>・PM法施行令第4条第4項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 7 「n6」とは、NO<sub>x</sub>・PM法施行令第4条第3項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 8 「an1」とは、n1のうち、平成21年基準優低公害車（九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会が定めた「九都県市低公害車指定指針」（平成8年3月29日実施。以下「指定指針」という。）において規定された平成21年基準優低公害車をいう。以下同じ。）の台数（ただし、指定指針で規定された平成21年基準超低公害車（以下「平成21年基準超低公害車」という。）の排出ガス基準、かつ、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成19年国土交通省告示第866号）第3条1号に規定する燃費基準を満たした自動車の台数を含む。）をいう。
- 9 「bn1」とは、n1のうち、平成21年基準超低公害車の台数をいう。
- 10 「cn1」とは、n1のうち、平成21年基準優低公害車（指定指針において指定された平成21年基準優低公害車をいう。以下同じ。）の台数をいう。
- 11 「dn1」とは、n1のうち、平成21年基準超低公害車（指定指針において指定された平成21年基準超低公害車をいう。以下同じ。）の台数をいう。
- 12 「an2」とは、n2のうち、平成21年基準優低公害車の台数をいう。
- 13 「bn2」とは、n2のうち、平成21年基準超低公害車の台数をいう。
- 14 「cn2」とは、n2のうち、平成21年基準優低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 15 「dn2」とは、n2のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）

- をいう。
- 16 「an3」とは、n3のうち、平成21年基準準優低公害車の台数をいう。
- 17 「bn3」とは、n3のうち、平成21年基準準超低公害車の台数をいう。
- 18 「cn3」とは、n3のうち、平成21年基準準優低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 19 「dn3」とは、n3のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 20 「en3」とは、n3のうち、平成17年基準良低公害車（指定指針において規定された平成17年基準良低公害車をいう。以下同じ。）かつ平成27年度燃費基準達成車（指定指針に規定された「平成27年度燃費基準達成車」をいう。以下同じ。）に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 21 「fn3」とは、n3のうち、平成17年基準準優低公害車（指定指針において規定された平成17年基準準優低公害車をいう。以下同じ。）かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 22 「gn3」とは、n3のうち、平成17年基準超低公害車（指定指針において規定された平成17年基準超低公害車をいう。以下同じ。）かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 23 「hn3」とは、n3のうち、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1532号）にて規定する基準を満たした自動車（以下「ポスト新長期規制達成車」という。）、かつ、平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 24 「in3」とは、n3のうち、平成21年基準準優低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 25 「jn3」とは、n3のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 26 「en4」とは、n4のうち、平成17年基準良低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 27 「fn4」とは、n4のうち、平成17年基準準優低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 28 「gn4」とは、n4のうち、平成17年基準超低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 29 「hn4」とは、n4のうち、ポスト新長期規制達成車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 30 「in4」とは、n4のうち、平成21年基準準優低公害車の台数をいう。
- 31 「jn4」とは、n4のうち、平成21年基準超低公害車の台数をいう。
- 32 「an5」とは、n5のうち、平成21年基準準優低公害車の台数をいう。
- 33 「bn5」とは、n5のうち、平成21年基準準超低公害車の台数をいう。
- 34 「cn5」とは、n5のうち、平成21年基準準優低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 35 「dn5」とは、n5のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 36 「en5」とは、n5のうち、平成17年基準良低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 37 「fn5」とは、n5のうち、平成17年基準準優低公害車、かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 38 「gn5」とは、n5のうち、平成17年基準超低公害車、かつ平成27年度燃費基準達成車である自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。

- 39 「hn5」とは、n5のうち、ポスト新長期規制達成車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 40 「in5」とは、n5のうち、平成21年基準優低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 41 「jn5」とは、n5のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 42 「en6」とは、n6のうち、平成17年基準良低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 43 「fn6」とは、n6のうち、平成17年基準優低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 44 「gn6」とは、n6のうち、平成17年基準超低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 45 「hn6」とは、n6のうち、ポスト新長期規制達成車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 46 「in6」とは、n6のうち、平成21年基準優低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 47 「jn6」とは、n6のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。）をいう。
- 48 備考12、13、16、17、20から22まで、26から28まで、32、33、36から38まで、及び42から44までに該当する自動車は、当該自動車に対して設定された指定解除日（指定指針に規定するものをいう。）までに使用が開始されたものについて、その台数を計上することができる。

別紙 低公害かつ低燃費な車の導入内訳

				自動車の種別（台）						
				乗用自動車	小型貨物自動車	普通貨物自動車		マイクロスバ	大型バス	
						車両総重量 8トン未満	車両総重量 8トン以上			
				n1	n2	n3	n4	n5	n6	
低公害かつ低燃費な車の区分（台）	車両総重量 3.5トン以下	平成21年 基準	準優低公害車		an1	an2	an3	/	an5	/
			準超低公害車		bn1	bn2	bn3	/	bn5	/
			優低公害車		cn1	cn2	cn3	/	cn5	/
			超低公害車		dn1	dn2	dn3	/	dn5	/
	車両総重量 3.5トン超	平成17年 基準	良低公害車	平成 27年 度燃 費基 準達 成車	/	/	en3	en4	en5	en6
			優低公害車		/	/	fn3	fn4	fn5	fn6
			超低公害車		/	/	gn3	gn4	gn5	gn6
		ポスト新長期規制達成車	/		/	hn3	hn4	hn5	hn6	
		平成21年 基準	優低公害車		/	/	in3	in4	in5	in6
			超低公害車		/	/	jn3	jn4	jn5	jn6

備考 別表4の規定に基づき、n1～n6、an1～an6、bn1～bn6、cn1、cn2、dn1、dn2、en3～en6、fn3～fn6、gn3～gn6、hn3～hn6、in3～in6、jn3～jn6に該当する自動車の台数を記入すること。

別紙 特定温室効果ガス排出量の算定根拠

				原油換算 (kl)	合計					
					熱量 (GJ)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )				
エネルギーの種類				単位	使用量	外部 供給量	正味 使用量	熱量(GJ)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	
燃料 及 び 熱	原油(コンデンセートを除く。)		kl							
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl							
	揮発油		kl							
	ナフサ		kl							
	灯油		kl							
	軽油		kl							
	A重油		kl							
	B・C重油		kl							
	石油アスファルト		t							
	石油コークス		t							
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t						
		石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>						
	可燃性 天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t						
		その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>						
	石炭	原料炭		t						
		一般炭		t						
		無煙炭		t						
	石炭コークス		t							
	コールタール		t							
	コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>							
	高炉ガス		千m <sup>3</sup>							
	転炉ガス		千m <sup>3</sup>							
	その他の燃料	都市ガス		千m <sup>3</sup>						
		( )								
	産業用蒸気		GJ							
	産業用以外の蒸気		GJ							
温水		GJ								
冷水		GJ								
小計										
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh							
		夜間買電	千kWh							
	その他	上記以外の買電	千kWh							
		自家発電	千kWh							
小計										

- 備考 1 燃料等の種類に記載されていない燃料を使用している場合には、その他の燃料の( )内に、燃料の種類を記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときには、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 市長が適当と認めた場合に限り、別表1及び別表2に規定する係数と異なる係数を使用することができる。
- 3 外部供給した電気の量は、「自家発電」の外部供給量の欄に記載すること。
- 4 正味使用量とは、使用量から外部供給量を減じた量をいう。
- 5 原油換算とは、熱量の合計値から本指針の規定に基づき算出した原油換算エネルギー使用量をいう。